

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 選択式対策徹底攻略2017年版」正誤表・補遺について

平成 29 年度社会保険労務士試験は、平成 29 年 4 月 14 日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、平成 28 年 10 月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、平成 29 年 4 月 14 日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2017 年 5 月 15 日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
p 33	上から 3 行目	その 1 歳（その子が 1 歳に達した…〔中略〕…） に満たない子	その 1 歳に満たない子（民法の規定により被保険者が当該被保険者との間における特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法に規定する養子縁組里親である被保険者に委託されている児童及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。）（その子が 1 歳に達した…〔中略〕…） (下線部追加)	5/15
p 37	上から 2～3 行目	(公共職業訓練の終了後の延長給付に限る。)、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。	(公共職業訓練の終了後の延長給付に限る。)、 <u>個別延長給付、広域延長給付、全国延長給付又は地域延長給付</u> を受けている者を除く。	5/15
p 38	上から 1～3 行目	なお、受給資格者の後の <u>かっこ書き</u> について、 <u>個別延長給付に係る暫定措置が適用される間については、「訓練延長給付（公共職業訓練等の終了後の</u>	なお、受給資格者の後の <u>かっこ書き</u> について、 <u>個別延長給付（恒久措置）、地域延長給付（暫定措置）が創設される改正がありました。</u>	5/15

		<u>延長給付に限る。）、広域延長給付、全国延長給付又は個別延長給付を受けている者を除く。以下本間において同じ。」と読み替えられます。</u>		
p 38	図表下の説明	なお、法 29 条の対象となる者は…全国延長給付、個別延長給付を受けている受給資格者となります。	なお、法 29 条の対象となる者は…全国延長給付、個別延長給付、 <u>地域延長給付（暫定措置）</u> を受けている受給資格者となります。	5/15

本書に以下の誤りがございましたので、ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

(最終更新：2017年5月15日)

訂正頁	訂正箇所	誤	正	訂正日
p 74	図 (1) 同一世帯にある場合	( ) 書の場合	<u>[問 9] 設問 2①の</u> ( ) 書の場合	5/15